

篠崎小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定
令和7年12月1日改訂

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を受けて、篠崎小学校において、いじめ防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

1 基本理念

いじめは全ての児童に関する問題であると認識し、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わざなくなるよう取り組まなければならない。

いじめ防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することができないよう取り組まなければならない。また、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめの禁止

児童に対し、教育活動全体を通して「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である」ことを認識できるよう徹底する。

教師は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教師はいじめられた児童を守り、助長となる言動を行ってはならない。

3 いじめに対しての取組（未然防止・早期発見）

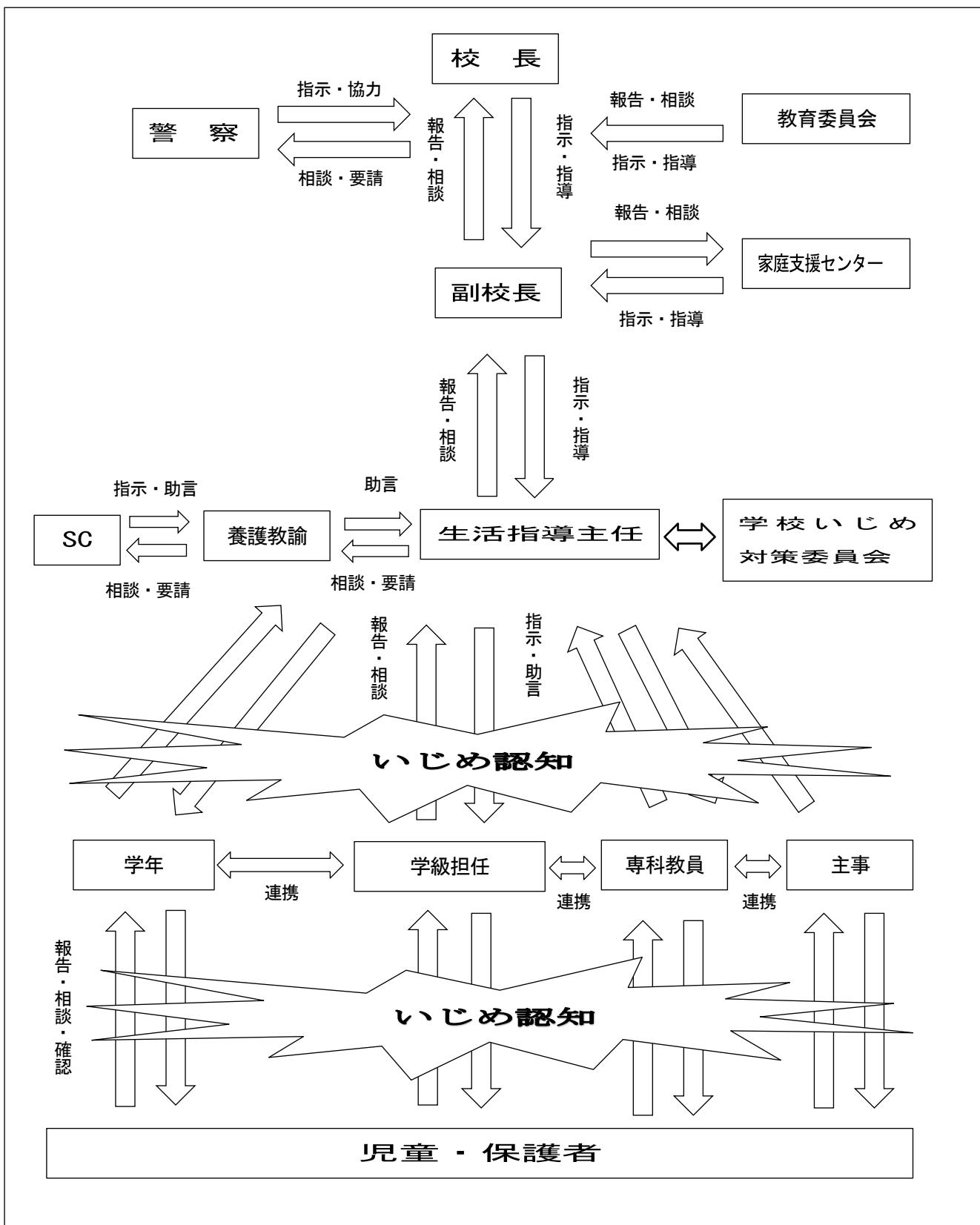
- ① 6、11、2月は重点月間として、学校全体でいじめに関わる指導及びいじめに関わるアンケート調査を実施する。
- ② 週1回（金曜日の夕会時）において、生活指導に関わる事項を報告する場を設定し、いじめに関わる事項が発生した場合は、児童名をあげて全体に報告する。月末にいじめ対策委員会を実施する。
- ③ 週番は、登校時及び休み時間に校内の巡回を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに生活指導主任に報告する。
- ④ 生活指導主任は、いじめの早期発見のための取組に関して、適切な指示を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに管理職へ報告する。
- ⑤ 学級担任及び専科教員は、日常の授業等において児童の様子を観察し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握する。
- ⑥ 学級担任は、適宜、児童及び保護者と面談を実施し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握するとともに、児童及び保護者からいじめに関わる相談があった場合は、最優先な対応を行うとともに、管理職へ速やかに報告する。
- ⑦ 管理職は、学級担任及び生活指導主任からいじめに関わる相談・報告を受けた際は、的確な指示・指導を行うとともに、関係諸機関への連絡を速やかに行い指示・指導を受ける。
- ⑧ 学級担任等からいじめに関わる報告・相談をされた養護教諭は、スクールカウンセラーと連携し、児童及び保護者と面談等の調整を行う。
- ⑨ いじめを発見した場合、「学校いじめ対策委員会」を実施する。

- ⑩ 5年生にスクールカウンセラーによる全員面接を行い、児童がためらわずに相談できる環境の一つとする。
- ⑪ 年3回のいじめに関する生活指導研修会を実施する。
- ⑫ 「いじめ総合対策」[子供版] 小学1年生から3年生向け、小学4年生から6年生向け（令和7年6月東京都教育委員会発行）を活用したいじめ防止のための授業を、各学年ふれあい月間の6月、11月、2月の年3回実施する。
- ⑬ インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、教員に情報モラル研修を実施し、児童には情報モラル教育を、セーフティ教室等を活用して実施する。
- ⑭ 「SOSの出し方に関する教育」の授業を5年生で夏季休業前までに1時間以上実施する。

4 いじめ発生時の対策等について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

(1) いじめ発生時の校内体制



(2) 早期対応

- ① 学級担任及び専科教員が、いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置を取る。
- ② 生活指導主任は、いじめを認知した際、管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与え、生活指導主任は、【学校いじめ対策委員会】を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を講じる。
- ③ 養護教諭は、生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。
- ④ 管理職は、いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑤ 学級担任は、いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、該当児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、該当児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑥ 生活指導主任及び管理職は、いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い、適切な対応を行う。

(3) 学校いじめ対策委員会 メンバー

校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、主任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー
その他校長が認めるものとする

(4) 重大事態への対応

- ① いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。
- ② 重大事態が発生した場合には、校長が直ちに教育委員会に報告し、協力体制をとり対応する（調査組織も設ける）
- ③ 重大事態が発生した場合には、東京都教育相談センターに設置されている「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

重大事態

*いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

*いじめにより本校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法28条）。

「心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・転校を余儀なくされる場合
- などが考えられる。

